

Sustainable Remediation コンソーシアム運営会則 改訂について

現会則制定日：平成 28 年 2 月 1 日

変更予定日：平成 28 年 6 月 7 日

改定内容

■現行

(運営費)

第 15 条 本コンソーシアムの運営費は、主に会員からの会費をもって充てる。

- 一 法人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、5 万円とする。
- 二 個人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、3 千円とする。ただし、官公庁又は地方公共団体に所属する者及び会長が特に認めた者については、会費徴収を行わない。

■改定案

(運営費)

第 15 条 本コンソーシアムの運営費は、主に会員からの会費をもって充てる。

- 一 法人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、5 万円とする。
- 二 個人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、3 千円とする。

法人会員および個人会員ともに、官公庁又は地方公共団体の法人、当該組織に所属する個人及び会長が特に認めた者については、会費徴収を行わない。